

別記様式第1号(第2条関係)

公共物使用許可申請書

新規	更新	変更	(番 号)				
			令和	年	月	日	

令和 年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所

氏名

担当者

TEL

佐野市公共物を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

使用目的								
公共物	所在	佐野市	町	番地先	面積			
使用期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
工事期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
工事の実施方法				公共物の 復旧方法				
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 現況平面図 <input type="checkbox"/> 使用計画図又は構造図 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 公図等写し <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 利害関係人の使用に関する同意書							
備考	(担当者等連絡先)							

記載方法

- 1

新規	更新	変更
----	----	----

 欄は、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合は、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 2 申請者が法人の場合、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄に名称及び代表者の氏名を記載するとともに担当者氏名を記載すること。
- 3 変更の許可申請の場合は、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。

別記様式第2号(第2条関係)

利害関係人の使用に関する同意書

次の佐野市公共物を申請者が、次の目的で使用するについて同意します。

令和 年 月 日

利害関係人 住所

氏名

	所 在	用 途	面 積
使用する公共物			
使 用 目 的			
備 考			

別記様式第4号(第3条関係)

工 事 完 了 届

令和 年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所

氏名

担当者

TEL

令和 年 月 日付け佐野市指令道河第 号で許可のあった次の佐野市公共物の使用に関する工事が完了しましたので届け出ます。

使用箇所	
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
添付書類	1 位置図 2 工事前、工事中及び完了後の写真

別記様式第5号（第4条関係）

地 位 承 継 届

令和 年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所

氏名

担当者

TEL

佐野市公共物を使用する地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

承継した 使用許可	許可番号	
	許可年月日	
被承継者	住所	
	氏名	
承継の理由		
承継年月日	令和 年 月 日	

別記様式第6号（第5条関係）

権利譲渡承認申請書

令和 年 月 日

佐野市長 様

譲渡人 住 所

氏 名 ㊟

譲受人 住 所

氏 名 ㊟

佐野市公共物の使用許可の権利を譲渡・譲受したいので、次のとおり申請します。

譲渡する使用許可	許可番号	
	許可年月日	令和 年 月 日
許可を受けた 公 共 物	所在 用途	面積等
譲 渡 の 理 由		
譲渡予定年月日	令和 年 月 日	
添 付 書 類	既交付の佐野市公共物使用許可書の写し	

別記様式第9号(第7条関係)

原 状 回 復 届

令和 年 月 日

佐野市長 様

住 所
氏 名

先に令和 年 月 日付けで処分のありました佐野市公共物の使用について、次のとおり原状回復工事が完了したので届け出ます。

原状回復する 公 共 物	
工作物の構造等	
公 共 物 の 復 旧 方 法	
原状回復の完了 予 定 年 月 日	

公共物使用廃止(取止)届

令和 年 月 日

佐野市長 様

申請者 住所

氏名

担当者

TEL

年 月 日付け佐野市指令道河第 号をもって公共物使用許可を受けましたところ、次により使用を廃止(取止)したので届け出ます。

1 公共物の場所	所在 佐野市 用途 面積
2 使用の目的	
3 工作物、物件又は施設の構造 (長、幅、面積)	
4 占用の期間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
5 使用の廃止(取止)の理由	
6 使用の廃止(取止)の時期	
7 公共物の復旧方法	

誓 約 書

令和 年 月 日

佐野市長 様

浄化槽管理者(設置者)

住 所

氏 名

Ⓔ

(法人の場合は名称及び代表者名)

電 話

私は、合併処理浄化槽処理水を へ放流するため、当該側溝に取り付ける排水管の使用許可を申請するにあたり、次のことを誓約します。

- 1 公共下水道・農業集落排水処理施設などが整備(供用開始)されたときは、公共下水道等に処理水を流入させるとともに、佐野市に届け出て、排水管を除去し、道路側溝は現状に復旧します。
 - 2 浄化槽法に定める保守点検、清掃、水質に関する検査を確実に履行するとともに、検査の結果、改善を要する、又は改善することが望ましいとの判断を受けたときは、速やかに改善を行います。また改善を行うにあたって、必要があるときは、佐野市浄化槽担当課に連絡して、その指導を受けます。
 - 3 道路側溝に土砂・流木及び汚泥等が堆積し、処理水を流下させるのに必要な断面が確保されなくなった場合又は汚損が生じた場合、清掃を行います。
 - 4 処理水に起因する悪臭・水質汚濁その他生活環境を阻害する要因が発生し、近隣から苦情があったときは、誠意をもってその解決にあたります。
 - 5 道路側溝からの逆流水その他排水管が道路側溝と接続していることに起因する事由によって浄化槽に損傷等が発生しても、自費で修復等を行い、何らの請求も行いません。
- 以上